

明石市総合評価落札方式（標準型・簡易型）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、明石市及び明石市水道局が実施する工事の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定により価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）のうち、標準型又は簡易型の総合評価落札方式の試行実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 標準型 技術的な工夫の余地や効果が大きい工事において、入札者の提示する総合的なコスト削減、性能・機能、社会的要請への対応等の提案（以下「技術提案」という。）及び施工計画並びに入札者の施工能力等の評価によって総合評価を行う競争入札の方式
- (2) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい工事において、入札者の提示する施工計画及び入札者の施工能力等の評価によって総合評価を行う競争入札の方式
- (3) 技術資料 入札者が提出する当該競争入札に係る工事についての技術提案及び施工計画並びに施工能力等に関する評価を行うための資料
- (4) 技術提案等 入札者が提出する当該競争入札に係る工事についての技術提案及び施工計画
- (5) 落札者決定基準 政令第167条の10の2第3項の規定による基準で、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他必要な項目が定められたもの
- (6) 履行義務事項 落札者が提出した技術提案等のうち、市長（明石市水道局が実施する工事の競争入札においては公営企業管理者とする。以下同じ。）が適切でないとする記載事項を除いた技術提案等で、落札者が必ず履行しなければならない事項

（対象）

第3条 標準型又は簡易型により入札を行う工事は、入札価格と入札者の施工能力等を総合的に評価することが妥当と認められるものとする。

（総合評価の方法）

第4条 標準型又は簡易型による評価は、次に掲げる評価点を合計した評価点（以下「総合評価点」という。）による。

- (1) 価格評価点 入札価格に基づいて算定した評価点
 - (2) 価格以外の評価点 技術資料及び明石市の保有データに基づいて算定した評価点
- 2 前項各号の評価点の算定方法及び配点については、標準型にあつては別記1「落札者決定基準（標準型）」又は簡易型にあつては別記2「落札者決定基準（簡易型）」によるものとする。

（入札方法）

第5条 標準型又は簡易型は、制限付一般競争入札において行う。

- 2 前項に規定する入札の実施方法はこの要領によるものとし、この要領に定めのない事項については明石市制限付一般競争入札実施要綱（平成19年7月23日制定）の例によるものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第6条 市長は、標準型又は簡易型における落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、あわせて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

(明石市技術審査会の設置)

第7条 市長は、標準型又は簡易型の技術審査等を行うため、明石市技術審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は下記の事務を所掌する。

- (1) 標準型又は簡易型の落札者決定基準としての評価基準の審査
- (2) 技術資料のうち当該工事に関して工事主管課が行った技術提案等に関する評価についての審査
- (3) 履行義務事項が履行されない場合において工事主管課が行った総合評価落札方式に係る履行項目確認の審査
- (4) その他総合評価落札方式に係る審査に関して必要な事項

(入札の公告)

第8条 市長は、標準型又は簡易型により競争入札を行うときは、政令第167条の6及び明石市契約規則（平成5年規則第10号）第5条の規定により公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告するものとする。

- (1) 標準型又は簡易型を採用していること
- (2) 技術資料を提出すること
- (3) 価格以外の評価点に関する評価項目及びその配点に関すること
- (4) 落札者の決定方法
- (5) その他市長が標準型又は簡易型による競争入札において必要と認める事項

(技術資料の提出)

第9条 入札者は、入札公告に定める技術資料を入札書及び入札参加申請書類とともに、提出期限までに提出しなければならない。

2 前項の技術資料の作成に要した一切の費用は入札者の負担とする。

(落札者の決定方法)

第10条 市長は、落札者を決定しようとするときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価点の最も高い者から順に、当該入札に係る入札参加資格その他公告で定めた入札条件（以下「参加要件」という。）を満たすか否かについて審査（以下「資格審査」という。）し、当該資格審査において最初に参加要件を満たした者（以下「落札となるべき者」という。）をもって落札者とする。ただし、落札となるべき総合評価点での入札者が2者以上ある場合は、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、市長は、当該落札となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点の最も高い者から順に資格審査し、最初に参加要件を満たした者（以下「次順位適格者」という。）をもって落札者とするができる。

3 第2項の規定は、次順位適格者について準用する。

4 市長は、第6条第2項の意見聴取の結果、学識経験者から落札者を決定するときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札結果の公表)

第11条 市長は、落札者を決定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を行った理由
- (2) 総合評価点、価格評価点及び価格以外の評価点
- (3) 落札者とした理由

2 入札者は、自らの価格以外の評価点について、前項の公表日から起算して7日（明石市の休日定める条例（平成3年条例第4号）第2条に規定する市の休日を含まない。）以内に、文書により照会することができる。

3 市長は、前項の照会があったときは、文書により回答するものとする。

(技術提案等の履行確保)

- 第12条 市長は、落札者が入札時において配置予定技術者として申告した者を当該工事に必ず配置させるものとし、病気、死亡等の特別な理由による場合を除き、変更を認めないものとする。
- 2 契約の締結にあたり、落札者が提出した技術資料のうち当該工事に関する技術提案等については設計図書の一部とする。
 - 3 市長は、履行義務事項を落札者に書面により通知するものとする。
 - 4 前項の履行義務事項は、原則として設計変更等の対象としないものとする。

(履行義務事項が履行されない場合の措置)

- 第13条 市長は、履行義務事項の履行状況を検査することができる。この場合において、市長が当該履行義務事項の全部又は一部が履行されていないと認めるときは、落札者は、市長の求めに応じ、その理由を書面により回答しなければならない。
- 2 前項後段に規定する場合において、市長は、履行義務事項の不履行の理由が落札者の責によると認めるときは、その履行状況に応じ、次の各号に掲げる競争入札の方式により当該各号に掲げる措置を行うものとし、その算定方法等については別記3に定める。
 - (1) 標準型 契約金額の減額及び工事成績評定の減点
 - (2) 簡易型 工事成績評定の減点
 - 3 市長は、落札者が総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等の明らかに悪質な行為があったと認められるときは、指名停止措置等の措置を講じるものとする。
 - 4 市長は、前項に規定する場合においては、契約の解除を行うことができる。

(技術資料に関する機密の保持)

- 第14条 市長は、総合評価に関する審査結果を除き、入札者から提出された技術資料を公表しないものとする。
- 2 市長は、提案者の了承を得ることなく技術提案の一部のみを採用することはできないものとする。ただし、標準的な施工方法についてはこの限りではない。

(苦情申立ての手続き)

- 第15条 標準型又は簡易型により行う競争入札に関する苦情申立ての手続きについては、明石市公共工事苦情処理手続要領（平成14年10月30日制定）の規定による。

(補則)

- 第16条 この要領に定めるもののほか、標準型又は簡易型による競争入札の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月26日から施行する。

別記1（第4条関係）

落札者決定基準（標準型）

1 総合評価の方法

（1）総合評価点の算定方法

総合評価点は次の式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{価格以外の評価点}$$

（2）総合評価点の配点

価格評価点と価格以外の評価点の配点は以下のとおりとする。

ア 価格評価点 70点

イ 価格以外の評価点 30点

2 価格評価点の算定方法

価格評価点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = 70 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

※価格評価点は、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位とする。

3 価格以外の評価点の算定方法

（1）価格以外の評価点は、入札者が提出した技術資料及び市の保有データにより、下記の評価基準に基づき評価項目ごとに評価を行い、この得点合計をもとに次の式により算定する。（最大30点）。

$$\text{価格以外の評価点 (30点満点)} = \text{得点合計 (59点満点)} \times \text{換算係数 (30/59)}$$

※価格以外の評価点は、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位とする。

（2）価格以外の評価点の算定にあたっては、必要に応じて入札者にヒアリングを行うことができるものとする。

（3）価格以外の評価点に関し、下記の①から④のいずれかに該当する者は、当該入札において失格とする。

① 得点合計が0点を下回った者

② 評価項目「技術提案」及び「施工計画」において、評価基準に基づく審査の結果、配点で1項目以上「欠格」とされた者

③ 評価項目「技術提案」及び「施工計画」に関する技術資料を提出しなかった者

④ 評価項目「技術提案」及び「施工計画」に関する技術資料の記載すべき項目のうち、記載していない項目がある者

【評価基準】

評価項目	評価基準	配点	得点	
技術提案のうち、1項目以上3項目以内を必ず選択する。必要があれば施工計画を追加して選択することができる。但し、全項目数は4項目以内とすること。	(技術提案) 総合的なコスト削減に関する技術提案	案件ごとに設定 (提案数値による定量評価又は提案内容による定性評価)	優	/24点 配点は案件ごとに決定する。 ※1
		良		
		可		
		欠格		
	(技術提案) 社会的要請への対応に関する技術提案	案件ごとに設定 (提案数値による定量評価又は提案内容による定性評価)	優	
		良		
		可		
		欠格		
	(技術提案) 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	案件ごとに設定 (提案数値による定量評価又は提案内容による定性評価)	優	
		良		
		可		
		欠格		
	(技術提案) その他、発注者が特に指定する技術提案	案件ごとに設定 (提案数値による定量評価又は提案内容による定性評価)	優	
		良		
		可		
		欠格		
	(施工計画) 発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性	工夫があり優秀	優	
		工夫があり適切	良	
		特に優れた記載なし	可	
		不適正	欠格	
	(施工計画) 施工上配慮すべき事項の適切性	工夫があり優秀	優	
		工夫があり適切	良	
		特に優れた記載なし	可	
		不適正	欠格	
	(施工計画) 工程管理の適切性	工夫があり優秀	優	
		工夫があり適切	良	
		特に優れた記載なし	可	
		不適正	欠格	
(施工計画) 材料・部品等の品質の確認方法、管理方法の適切性	工夫があり優秀	優		
	工夫があり適切	良		
	特に優れた記載なし	可		
	不適正	欠格		
(施工計画) その他、発注者が特に指定する施工内容の適切性	工夫があり優秀	優		
	工夫があり適切	良		
	特に優れた記載なし	可		
	不適正	欠格		
企業の施工能力	過去5年間の同種工事の施工実績の有無 (国、地方公共団体又はこれらに準じる機関の発注工事に限る) ※2	3件以上	2点	/2点
		1件以上3件未満	1点	
		なし	0点	

	同一工種における過去3年度分の工事成績評定点の平均点 (市発注分の同一工種) ※3	75点以上	4点	/ 4点
		70点以上75点未満	2点	
		65点以上70点未満 (工事成績評定のない場合含む)	0点	
		65点未満	-2点	
	同一工種における過去3年度間の優良工事表彰の有無(国、地方公共団体又はこれらに準じる機関から表彰を受けたものに限る。) ※4	あり	2点	/ 2点
		なし	0点	
配置予定技術者の能力	過去5年間の同種工事の施工実績の有無 (国、地方公共団体又はこれらに準じる機関の発注工事に限る) ※2、5	あり	2点	/ 2点
		なし	0点	
	同種工事における過去3年度分の工事成績評定点の平均点 (市発注分の同種工事) ※6	75点以上	2点	/ 2点
		70点以上75点未満	1点	
		65点以上70点未満 (工事成績評定のない場合含む)	0点	
		65点未満	-1点	
	若手技術者育成のための熟練技術者と若年技術者の組合せ配置 ※7	あり	2点	/ 2点
		なし	0点	
地域貢献等	明石市との災害時における応援等に関する協定締結(当該協定を締結している団体に加入している場合を含む。)の有無 ※8	あり	1点	/ 1点
		なし	0点	
	兵庫県建設業暴力追放協議会への加入の有無 ※9	あり	1点	/ 1点
		なし	0点	
	明石市における本店(建設業法上の主たる営業所)の有無	あり	3点	/ 3点
		なし	0点	
	ISO9001・14001の取得状況	両方あり	2点	/ 2点
		片方あり	1点	
		なし	0点	
	障害者の積極的雇用の有無 ※10	あり	2点	/ 2点
		なし	0点	
	あかし子育て応援企業の認定(当該認定を取得している団体に加入している場合を含む)取得の有無 ※11	あり	2点	/ 2点
		なし	0点	
	兵庫県との男女共同参画社会づくり協定(当該協定を締結している団体に加入している場合を含む) ※12	あり	2点	/ 2点
		なし	0点	
	保護観察所への協力雇用主としての登録の有無 ※13	あり	2点	/ 2点
なし		0点		

	刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者、更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度・採用枠等の有無 ※14	あり	2点	／2点
		なし	0点	
	建設業労働災害防止協会実施の講習会等への事業主負担での従業員の参加実績の有無 ※15	あり	2点	／2点
		なし	0点	
	安全衛生優良企業の認定取得の有無 ※16	あり	2点	／2点
		なし	0点	
指名停止	過去3年度における明石市の指名停止の有無	なし	0点	／0点
		あり	-2点	
得点合計				／59点

- ※1 優は案件ごとに決定した配点とし、良は原則として優の半分、可は0点とする。
- ※2 「過去5年間の同種工事の施工実績」は、公告日の属する年度の前年度から起算して過去5年度遡った年度の4月1日から公告日の属する月の前月の末日までの間に完了した実績のうち、公告で定める同種工事の要件を満たすものを対象とする。なお、単価契約によるもの又は受注形態が共同企業体によるものは実績として認めない。
- ※3 「過去3年度分における工事成績評定点の平均点」は、公告日の属する年度の前年度から起算して過去3年度の間完了した明石市及び明石市水道局発注工事における工事成績評定点の平均点（小数点以下第1位四捨五入）とする。
- ※4 「過去3年度間の優良工事表彰」は公告日が属する年度の前年度から起算して過去3年度間における優良工事表彰（国、地方公共団体又はこれらに準じる機関から表彰を受けたものに限る。）とする。
- ※5 配置予定技術者の施工実績は、当該配置予定技術者が、入札者により主任技術者又は監理技術者として竣工時に配置されていたことが確認できる工事实績のみを対象とする。なお、単価契約によるもの又は受注形態が共同企業体によるものは実績として認めない。
- ※6 「過去3年度分における工事成績評定点の平均点」は、【評価基準】「企業の施工能力の過去5年間の同種工事の施工実績の有無」に該当する工事のうち過去3年度分の工事であって、明石市及び明石市水道局発注工事のうち、配置予定技術者が入札者により主任技術者又は監理技術者として竣工時に配置されていたことが確認できる工事に係る工事成績評定点の平均点（小数点以下第1位四捨五入）とする。
- ※7 「若手技術者育成のための熟練技術者と若手技術者の組合せ配置」は配置予定技術者について、入札参加要件（技術者資格要件）を満たす技術者2名（内、1名が公告日時点で満29歳以下であることを専任配置することを要する。ただし、入札参加要件（技術者実績要件）については、技術者2名の内いずれか1名が実績を要するものとする。
- ※8 「明石市との災害時における応援等に関する協定」は公告日より前に締結されており、開札日時点で有効であることを要する。（当該協定を締結している団体に加入している場合においては、公告日において当該団体に加入しており、開札日時点においても当該団体に加入していることを要する。）
- ※9 「兵庫県暴力追放協議会への加入」は公告日より前に加入されており、開札日時点で有効であることを要する。（当該協議会に加入している団体に加入している場合においては、公告日において当該団体に加入しており、開札日時点においても当該団体に加入していることを要する。）
- ※10 「障害者の積極的雇用」は公告日より前に障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務を有する者が法定雇用障害者数以上の人数を常用雇用しており、開札日時点で雇用を継続していることを要する。また、上記の雇用の義務を有しない者（従業員50人未満の事業主）が障害者を常用雇用している場合についても同様とする。

- ※11 「あかし子育て応援企業の認定」は公告日より前に取得されており、開札日時点で有効であることを要する。(当該認定を取得している団体に加入している場合においては、公告日において当該団体に加入しており、開札日時点においても当該団体に加入していることを要する。)
- ※12 「兵庫県との男女共同参画社会づくり協定」は公告日より前に締結されており、開札日時点で有効であることを要する。(当該協定を締結している団体に加入している場合においては、公告日において当該団体に加入しており、開札日時点においても当該団体に加入していることを要する。)
- ※13 「保護観察所への協力雇用主としての登録」は公告日より前に登録されており、開札日時点で有効であることを要する。
- ※14 「刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者、更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度・採用枠等の有無」は「保護観察所への協力雇用主」(公告日より前に登録されており、開札日時点で有効であること)の登録がある事業所であることを要する。
- ※15 「建設業労働災害防止協会実施の講習会等への事業主負担での従業員の参加実績」は公告日より過去1年以内に実績があることを要する。
- ※16 「安全衛生優良企業の認定」は公告日より前に取得されており、開札日時点で有効であることを要する。

落札者決定基準（簡易型）

1 総合評価の方法

(1) 総合評価点の算定方法

総合評価点は次の式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{価格以外の評価点}$$

(2) 総合評価点の配点

価格評価点と価格以外の評価点の配点は以下のとおりとする。

ア 価格評価点 80点

イ 価格以外の評価点 20点

2 価格評価点の算定方法

価格評価点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = 80 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

※価格評価点は、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位とする。

3 価格以外の評価点の算定方法

(1) 価格以外の評価点は、入札者が提出した技術資料及び市の保有データにより、下記の評価基準に基づき評価項目ごとに評価を行い、この得点合計をもとに次の式により算定する。（最大20点）。

$$\text{価格以外の評価点 (20点満点)} = \text{得点合計 (47点満点)} \times \text{換算係数 (20/47)}$$

※価格以外の評価点は、小数点以下第4位を四捨五入し、小数点以下第3位とする。

(2) 価格以外の評価点の算定にあたっては、必要に応じて入札者にヒアリングを行うことができるものとする。

(3) 価格以外の評価点に関し、下記の①から④のいずれかに該当する者は、当該入札において失格とする。

① 得点合計が0点を下回った者

② 評価項目「施工計画」において、評価基準に基づく審査の結果、配点で1項目以上「欠格」とされた者

③ 評価項目「施工計画」に関する技術資料を提出しなかった者

④ 評価項目「施工計画」に関する技術資料の記載すべき項目のうち、記載していない項目がある者

【評価基準】

評価項目		評価基準	配点	得点
施工計画 (5項目のうち2項目以上最大4項目以内で選択)	(施工計画) 発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性	工夫があり優秀	優	／12点 配点は案件ごとに決定する。 ※1
		工夫があり適切	良	
		特に優れた記載なし	可	
		不適正	欠格	
	(施工計画) 施工上配慮すべき事項の適切性	工夫があり優秀	優	
		工夫があり適切	良	
		特に優れた記載なし	可	
		不適正	欠格	
	(施工計画) 工程管理の適切性	工夫があり優秀	優	
		工夫があり適切	良	
		特に優れた記載なし	可	
		不適正	欠格	
	(施工計画) 材料・部品等の品質の確認方法、管理方法の適切性	工夫があり優秀	優	
		工夫があり適切	良	
		特に優れた記載なし	可	
		不適正	欠格	
	(施工計画) その他、発注者が特に指定する施工内容の適切性	工夫があり優秀	優	
		工夫があり適切	良	
		特に優れた記載なし	可	
		不適正	欠格	
企業の 施工能力	過去5年間の同種工事の施工実績の有無 (国、地方公共団体又はこれらに準じる機関の発注工事に限る) ※2	3件以上	2点	／2点
		1件以上3件未満	1点	
		なし	0点	
	同一工種における過去3年度分の工事成績評定点の平均点 (市発注分の同一工種) ※3	75点以上	4点	／4点
		平均点以上75点未満	2点	
		65点以上平均点未満 (工事成績評定のない場合含む)	0点	
		65点未満	-2点	
	同一工種における過去3年度間の優良工事表彰の有無(国、地方公共団体又はこれらに準じる機関から表彰を受けたものに限る。) ※4	あり	2点	／2点
		なし	0点	

配置予定技術者の能力	過去5年間の同種工事の施工実績の有無 (国、地方公共団体又はこれらに準じる機関の発注工事に限る) ※2、5	あり	2点	/ 2点
		なし	0点	
	同種工事における過去3年度分の工事成績評定点の平均点 (市発注分の同種工事) ※6	75点以上	2点	/ 4点
		平均点以上75点未満	1点	
		65点以上平均点未満 (工事成績評定のない場合含む)	0点	
		65点未満	-1点	
	若手技術者育成のための熟練技術者と若年技術者の組合せ配置 ※7	あり	2点	
なし		0点		
地域貢献等	明石市との災害時における応援等に関する協定締結(当該協定を締結している団体に加入している場合を含む。)の有無 ※8	あり	1点	/ 1点
		なし	0点	
	明石市における本店(建設業法上の主たる営業所)の有無	あり	3点	/ 3点
		なし	0点	
	兵庫県暴力追放協議会への加入の有無 ※9	あり	1点	/ 1点
		なし	0点	
	ISO9001・14001の取得状況	両方あり	2点	/ 2点
		片方あり	1点	
		なし	0点	
	障害者の積極的雇用の有無 ※10	あり	2点	/ 2点
		なし	0点	
	あかし子育て応援企業の認定(当該認定を取得している団体に加入している場合を含む)取得の有無 ※11	あり	2点	/ 2点
		なし	0点	
	兵庫県との男女共同参画社会づくり協定(当該協定を締結している団体に加入している場合を含む) ※12	あり	2点	/ 2点
		なし	0点	
	保護観察所への協力雇用主としての登録の有無 ※13	あり	2点	/ 2点
なし		0点		
刑事施設出所者、少年院出所者、保護観察対象者、更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度・採用枠等の有無 ※14	あり	2点	/ 2点	
	なし	0点		
建設業労働災害防止協会実施の講習会等への事業主負担での従業員の参加実績の有無 ※15	あり	2点	/ 2点	
	なし	0点		
安全衛生優良企業の認定取得の有無 ※16	あり	2点	/ 2点	
	なし	0点		

指名停止	過去3年度における明石市の 指名停止の有無	なし	0点	／0点
		あり	-2点	
得点合計				／47点

- ※1 優は案件ごとに決定した配点とし、良は原則として優の半分、可は0点とする。
- ※2 「過去5年間の同種工事の施工実績」は、公告日の属する年度の前年度から起算して過去5年度遡った年度の4月1日から公告日の属する月の前月の末日までの間に完了した実績のうち、公告で定める同種工事の要件を満たすものを対象とする。なお、単価契約によるもの又は受注形態が共同企業体によるものは実績として認めない。
- ※3 「過去3年度分における工事成績評定点の平均点」は、公告日の属する年度の前年度から起算して過去3年度の間完了した明石市及び明石市水道局発注工事における工事成績評定点の平均点（小数点以下第1位四捨五入）とする。但し、評価基準の欄における平均点とは、工物品質評価型入札制度における同一工種の過去3年間の平均点であり、入札公告で明示する。
- ※4 「過去3年度間の優良工事表彰」は公告日が属する年度の前年度から起算して過去3年度間における優良工事表彰（国、地方公共団体又はこれらに準じる機関から表彰をうけたものに限る。）とする。
- ※5 配置予定技術者の施工実績は、当該配置予定技術者が、入札者により主任技術者又は監理技術者として竣工時に配置されていたことが確認できる工事实績のみを対象とする。なお、単価契約によるもの又は受注形態が共同企業体によるものは実績として認めない。
- ※6 「過去3年度分における工事成績評定点の平均点」は、【評価基準】「企業の施工能力の過去5年間の同種工事の施工実績の有無」に該当する工事のうち過去3年度分の工事であって、明石市及び明石市水道局発注工事のうち、配置予定技術者が入札者により主任技術者又は監理技術者として竣工時に配置されていたことが確認できる工事に係る工事成績評定点の平均点（小数点以下第1位四捨五入）とする。但し、評価基準の欄における平均点とは、工物品質評価型入札制度における同一工種の過去3年間の平均点であり、入札公告で明示する。
- ※7 「若手技術者育成のための熟練技術者と若手技術者の組合せ配置」は配置予定技術者について、入札参加要件（技術者資格要件）を満たす技術者2名（内、1名が公告日時点で満29歳以下であることを専任配置することを要する。ただし、入札参加要件（技術者実績要件）については、技術者2名の内いずれか1名が実績を要するものとする。
- ※8 「明石市との災害時における応援等に関する協定」は公告日より前に締結されており、開札日時点で有効であることを要する。（当該協定を締結している団体に加入している場合においては、公告日において当該団体に加入しており、開札日時点においても当該団体に加入していることを要する。）
- ※9 「兵庫県暴力追放協議会への加入」は公告日より前に加入されており、開札日時点で有効であることを要する。（当該協議会に加入している団体に加入している場合においては、公告日において当該団体に加入しており、開札日時点においても当該団体に加入していることを要する。）
- ※10 「障害者の積極的雇用」は公告日より前に障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務を有する者が法定雇用障害者数以上の人数を常用雇用しており、開札日時点で雇用を継続していることを要する。また、上記の雇用の義務を有しない者（従業員50人未満の事業主）が障害者を常用雇用している場合についても同様とする。
- ※11 「あかし子育て応援企業の認定」は公告日より前に取得されており、開札日時点で有効であることを要する。（当該認定を取得している団体に加入している場合においては、公告日において当該団体に加入しており、開札日時点においても当該団体に加入していることを要する。）
- ※12 「兵庫県との男女共同参画社会づくり協定」は公告日より前に締結されており、開札日時点で有効であることを要する。（当該協定を締結している団体に加入している場合においては、公告日において当該団体に加入しており、開札日時点においても当該団体に加入していることを要する。）

- ※13 「保護観察所への協力雇用主としての登録」は公告日より前に登録されており、開札日時点で有効であることを要する。
- ※14 「刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者、更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度・採用枠等の有無」は「保護観察所への協力雇用主」（公告日より前に登録されており、開札日時点で有効であること）の登録がある事業所であることを要する。
- ※15 「建設業労働災害防止協会実施の講習会等への事業主負担での従業員の参加実績」は公告日より過去1年以内の実績があることを要する。
- ※16 「安全衛生優良企業の認定」は公告日より前に取得されており、開札日時点で有効であることを要する。

別記3（第13条関係）

履行義務事項不履行時における措置に関する基準

1. 工事成績評定点の減点（簡易型及び標準型）

当該工事の竣工後に、当該工事の履行義務事項の不履行の状況に応じ、下記の計算式により計算した値に応じて、最大8点を減じる。

$$\text{減点値} = 8 \times (\alpha - \beta) / \alpha$$

α ：当初の施工計画及び技術提案の評価項目での評価点（点）

β ：履行した施工計画及び技術提案の評価項目の評価点（点）

減点値は計算値の小数点以下1位を四捨五入とする。

2. 契約金額の減額（標準型）

落札者が履行した内容に基づき再度計算した「価格以外の評価点」と当初における「価格評価点」の差（点数）を算出し、この差（点数）を下記の計算式に基づき価格評価点に換算した場合に相当する金額を違約金として減額する。

$$\text{違約金額} = A / B \times (C - D)$$

A：入札時の予定価格（円：税込）

B：価格評価点満点（70点【標準型】）

C：入札時における「価格以外の評価点」（点）

D：履行した内容に基づき再計算した「価格以外の評価点」（点）

平成 年 月 日

明石市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

価格以外の評価に係る説明について（照会）

下記の総合評価落札方式による制限付一般競争入札案件について、価格以外の評価点の項目ごとの得点について説明を求めます。

記

案件番号	
案 件 名	
開 札 日	
照会内容	

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 様

明石市長 印

価格以外の評価に係る説明について（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から照会のありました件について、下記のとおり回答します。

記

案件番号	
案 件 名	
開 札 日	
回答内容	

※回答内容は評価項目ごとの得点までとする。